

長田区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

平成 30 年 3 月 20 日 長田区長決定、最終改正令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成 30 年 3 月 8 日市長決定。以下、「要綱」という。）第 13 条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第 2 条 要綱別表第 2 に定める事業については、別表 1 の基準により助成するものとする。
2 要綱別表第 9 に定める事業については、別表 2 の基準により助成するものとする。

(定めなき事項の処理)

第 3 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 長田区ふれあいのまちづくり助成実施要領(平成21年4月1日施行)は廃止する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○別表 1

助成対象活動	助成条件	助成額
1. ふれあいサロン	①1 回あたりの参加者 5 人以上 ②食器等備品購入	① 1 回 2,000 円 年 24 回以内※1 ② 年 1 回 10,000 円※2
2. 子育てサークルづくり	玩具等備品購入	年 1 回 10,000 円
3. 広報活動事業	協議会の活動内容や地域の情報をお知らせするための の広報紙の発行	1 回 5,000 円 年 4 回以内
4. こどもの居場所 づくり事業	①食事提供・学習支援を実施。長期休暇（春・夏・ 冬休み）のみの実施も可とする。1 回あたりの参加者 5 人以上 ②備品等購入費	①1 回 3,000 円 年 6 回以内※3 ②年 1 回 10,000 円※3

5. ICT 活用による 情報発信事業	協議会の紹介、地域福祉活動・地域交流活動等の広報・啓発を目的としたホームページ等の開設※4	30,000円以内※5 ただし、他団体と共同で作成する場合、ふれあいのまちづくり協議会費用負担分を上限とする。
------------------------	---	--

- ※1 要綱別表第1に基づく助成と併給を可能とする。
- ※2 地域の特性により複数箇所で実施する場合は年2回以内。
- ※3 要綱別表第8に基づく助成との併給は不可とする。
- ※4 ホームページ、SNS アカウントを新規開設した年度の開設費、運用費に充てることができる。翌年度以降の改修費、運用費等は助成対象外とする。
- ※5 新規開設時1回に限る。

○別表2

助成対象活動	助成条件	助成額
1. 様々な分野での地域課題解決への取り組みや地域特性を活かした先駆的な活動	様々な分野での地域課題解決への取り組みや地域特性を活かした先駆的な活動で、活動開始から概ね3ヵ年以下の初動期の活動であること。 なお、助成期間は概ね3年とする。	200,000円以内